

# 新たな化学物質管理 に関する説明会

開催日時・方法

令和6年2月7日（水） 13:30～16:30

●参加方法 : 会場受講とオンライン受講  
会場 : 奈良県コンベンションセンター  
オンライン : ZOOM

●定員 : 40名（会場） 80名（オンライン） ●参加費 : **無料**  
●「化学物質管理者」選任のための講習ではありません！

講師

## 城内博氏

◇（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長  
◇厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」座長  
◇厚生労働省 労働政策審議会 安全衛生分科会 会長  
などを歴任

会場案内

## 奈良県コンベンション センター 2階「205会議室」

（奈良市三条大路1丁目691-1）



申込方法

申込先 : 奈良産業保健総合支援センター  
(電話 0742-25-3100)

右のQRコードから お申込みください。



又は奈良産業保健総合支援センターのHPからお申込み下さい  
【 <https://naras.johas.go.jp> 】

主催

厚生労働省 奈良労働局

独立行政法人 労働者健康安全機構 奈良さんぽ  
奈良産業保健総合支援センター

# (参考) 厚生労働省パンフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要」より抜粋

## 新たな化学物質規制項目の施行期日

| 規制項目                 |  | 2022(R4).<br>5.31(公布日) | 2023(R5).<br>4.1 | 2024(R6).<br>4.1 |
|----------------------|--|------------------------|------------------|------------------|
| 化学物質管理<br>体系の<br>見直し | ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加                  |                        |                  | ●                |
|                      | ばく露を最小限度にすること<br>(ばく露を濃度基準値以下にすること)        |                        | ●                | ●                |
|                      | ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存                      |                        | ●                |                  |
|                      | 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止<br>(健康障害を起こすおそれのある物質関係) |                        | ●                | ●                |
|                      | 衛生委員会付議事項の追加                               |                        | ●                |                  |
|                      | がん等の遅発性疾病の把握強化                             |                        | ●                |                  |
|                      | リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存                     |                        | ●                |                  |
|                      | 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示                |                        |                  | ●                |
|                      | リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等                 |                        |                  | ●                |
|                      | がん原性物質の作業記録の保存                             |                        | ●                |                  |
| 実施体制の<br>確立          | 化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化                     |                        |                  | ●                |
|                      | 雇入れ時等教育の拡充                                 |                        |                  | ●                |
|                      | 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大                   |                        | ●                |                  |
| 情報伝達の<br>強化          | SDS等による通知方法の柔軟化                            | ●                      |                  |                  |
|                      | SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新                   |                        | ●                |                  |
|                      | SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化                  |                        |                  | ●                |
|                      | 事業場内別容器保管時の措置の強化                           |                        | ●                |                  |
|                      | 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大               |                        | ●                |                  |
| 管理水準良好事業場の特別規則等適用除外  |  | ●                      |                  |                  |
| 特殊健康診断の実施頻度の緩和       |  | ●                      |                  |                  |
| 第三管理区分事業場の措置強化       |  |                        | ●                |                  |

(2023.11月)